

## 水道水の水質試験受託取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、他の地方公共団体が水道法第18条において請求された水質検査（以下「水質検査」という。）を京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に依頼する場合の取扱いについて定めるものである。

### (水質検査の依頼)

第2条 管理者は、水質検査の依頼を受けたときは、水道水中に確認される異物の分析（以下「水質試験」という。）を行う。

2 水質検査を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、水質試験を受けようとする日までに、試験依頼書（様式1）により管理者に申請するものとする。

### (受託の承諾)

第3条 管理者は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査し、次の各号の要件が満たされていると認めるとき又は特に必要と認めるときは、依頼者に受託の承諾を行うものとする。

- (1) 第2条に該当する異物が含まれる試料に係る水質試験であること。
- (2) 受託する水質試験により業務に支障をきたすおそれがないこと。

### (試料の採取及び搬入)

第4条 水質検査を依頼するための試料の採取は、依頼者が自己の責任と負担において、実施するものとし、試料を採取するための器具については、依頼者が準備しなければならない。

- 2 依頼者は、自己の責任と負担において、管理者の指定する場所に試料を搬入しなければならない。
- 3 試料は、異物の外観が見える清潔な容器（200ミリリットル程度）等に採取したものでなければならない。

### (水質試験の実施及び試験結果の通知)

第5条 管理者は、次の各号に掲げるいずれかの手法により水質試験を実施するものとする。

- (1) 赤外線を用いた機器による分析
- (2) エックス線を用いた機器による分析

(3) その他管理者が必要であると認めた手法

2 管理者は、前項の結果を試験結果書（様式2）により依頼者に通知する。この場合において、管理者は前項各号に掲げる手法により、異物の内容が特定できなかったときは試験結果を不明として通知する。

（水質試験に要する費用の負担及び請求）

第6条 水質試験に要する費用は、1つの試料につき22,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）とし、依頼者の負担とする。

2 前項にかかわらず、管理者は、前条第1項第3号に掲げる手法により水質試験を実施した場合は、前項の費用に加えて追加で費用を徴収することができる。

3 前項において、追加で徴収する費用の額については依頼者と事前に協議のうえ決定するものとする。

4 管理者は、前条第2項に基づき水質試験の結果を通知する際には、水質試験に要する費用負担を求める納入通知書を依頼者に送付する。

（水質試験に要する費用の納入）

第7条 依頼者は、前条第4項の納入通知書を受領した日から30日以内に、水質試験に要した費用を管理者が指定する口座に振り込むことにより納入しなければならない。

（試料及び容器の処分）

第8条 水質試験完了後の試料及び容器は、管理者が処分する。ただし、依頼者が容器の返却を希望した場合は、返却するものとし、その場合に係る容器の運搬費用は、依頼者の負担とする。

（水質試験の中止及び変更による費用の負担）

第9条 第2条の申請後、依頼者の事情により依頼を取り消した場合、又は、大幅に依頼内容を変更した場合において、管理者が必要と認めるときは、依頼者は次の各号に定める費用を負担しなければならない。

(1) 水質試験を中止するまでに要した費用

(2) 依頼内容の変更により、不要になった水質試験に係る費用

(3) その他、上下水道局に損害を与えた場合の費用

（損害賠償）

第10条 水質試験の実施に伴い、上下水道局に生じた損害は、上下水道局に故意又は重大な過失がある場合を除き、依頼者の負担とする。

(水質試験の結果に対する説明の請求)

第11条 依頼者は、第5条第2項の結果に疑義がある場合は、管理者に理由の説明を求めることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、水道水の水質試験受託の取扱いに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

## 試 験 依 頼 書

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

(担当：技術監理室監理課)

(依頼者)

住 所

市町村名

部 署 名

担当者名

連 絡 先

以下のとおり、水道水の異物の分析を依頼します。

採 水 年 月 日	年 月 日 ( )
採 水 時 間	午前 ・ 午後 時 分
採 水 地 点	※採水箇所周辺の状況が把握できる写真を添付してください。 ※付近の配管図等を添付してください。
異物に関する内容	
	特定の蛇口から出ている・全ての蛇口から出ている
備 考	
搬 入 方 法	依頼者が自ら持参 ・ その他

(様式2)

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

(担当：技術監理室監理課)

## 試 験 結 果 書

依 頼 者	※市町村及び部署名を記載
採 水 年 月 日	年 月 日 ( )
採 水 地 点	
搬 入 方 法	依頼者が自ら持参 ・ その他
分 析 方 法	赤外分光光度計 (FT-IR) ・ 電子顕微鏡 ・ その他
試 験 結 果	
備 考	
試 験 期 日	年 月 日 ( )
試 験 機 関	京都市上下水道局 技術監理室 水質管理センター 水質第1課
試 験 責 任 者	水質第1課長